

柱 2-1-(2) 工業用水道

2年度目標の達成状況

目標	2年度実績	2年度目標の評価	3年度目標(設定・変更等)
4年度 公共施設等運営権制度の導入	<ul style="list-style-type: none"> 実施方針及び募集要項等を公表し、事業者選定手続きを実施した。 	—	変更なし (理由) 予定どおりに取組が進捗しているため。

2年度取組の実施状況

2年度の取組内容	2年度の主な取組実績	課題	3年度の取組内容(課題に対する対応)
① 公共施設等運営権制度の導入推進 <ul style="list-style-type: none"> 公共施設等運営権制度の導入に向け、事業内容の決定(実施方針公表、特定事業選定等)や事業者選定(優先交渉権者への運営権の設定、実施契約締結等)に係る手続きを進める。 	<ul style="list-style-type: none"> 事業内容を決定(実施方針公表、特定事業選定等)した。(4月) 募集要項、実施契約書(案)、モニタリング計画(案)等を公表した。(10月) 事業者選定に係る手続きを実施した。(11～3月) 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、4年度からの公共施設等運営権制度の導入に向け、取組を進める必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 公共施設等運営権制度の導入に向け、事業提案書の審査、優先交渉権者の選定及び基本協定の締結、運営権の設定議案等の提出、実施契約の締結、市の工業用水道事業給水条例の改正案の提出を進める。(通年)

柱 2-1-(2) 工業用水道

3年度目標の達成状況

目標	3年度実績	3年度目標の評価	4年度以降目標(設定・変更等)
4年度 公共施設等運営権制度 ²⁵ の導入	<ul style="list-style-type: none"> 4年度からの事業開始に向け、事業者を選定した。その後、公共施設等運営権の設定議決を経て、実施契約を締結し、事業者への事業承継を実施した。 	—	4年度 公共施設等運営権制度の導入 (理由) 予定どおりに取組が進捗しているため変更なし

3年度取組の実施状況

3年度の取組内容	3年度の主な取組実績	課題	4年度の取組内容(課題に対する対応)
① 公共施設等運営権制度の導入推進 <ul style="list-style-type: none"> 公共施設等運営権制度の導入に向け、事業提案書の審査、優先交渉権者の選定及び基本協定の締結、運営権の設定議案等の提出、実施契約の締結、市の工業用水道事業給水条例の改正案の提出を進める。 	<ul style="list-style-type: none"> 優先交渉権者選定に係る手続きを実施し(4～8月)、優先交渉権者と基本協定を締結した。(8月) 公共施設等運営権の設定議決を経て、事業者と実施契約を締結した。(9～10月) 実施契約締結後、事業者への事業承継を実施した。(10～3月) 市の工業用水道事業給水条例を停止する条例案の議決を得た。(3月) 	—	—

²⁵ 利用料金の徴収を行う公共施設について、施設の所有権を公共主体が有したまま施設の運営権を民間事業者に設定する制度のことをさす。「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(PFI法)において平成23年に定められた概念である。